別　紙

# 皆様からの御意見と国土交通省の回答

| | 皆様からの御意見 | 国土交通省の回答 |
|---|---|---|
| 動物の事業用自動車内への持込みについて（2件） | ○動物の持込みについて、「運送の申込み時に事業者の了解が得られた場合に限る」とはあっても、ノミ・ダニ・急な失禁・定期接種をしていない犬が噛んだ時に発生する死にいたる病気(狂犬病等)に罹患する可能性等を考慮し、再度慎重な判断を求めたい。 | 今般の関係法令の改正前と改正後において、「他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの」については、（動物か否かに関わらず、）バス・タクシー車内持込みは禁止又は制限されております。ご指摘のノミ・ダニ等の問題をもつ動物を持込む場合は、個別具体の状況に応じて判断するものであり、変更はございません。 |
| | ○動物の車内持込みについて、「運送の申込み時に」かつ「事業者が認めた場合に限る」という要件は、同種の動物でも、あるときは認め、あるときは認めないなど、恣意的な運用につながらないか。 | 動物のうち、盲導犬や愛玩用小動物については、今般の関係法令の改正前と改正後において、バス・タクシー車内への持込み禁止物の対象にはなりません。<br>また、動物（盲導犬や愛玩用小動物を除く）のバス・タクシー車内への持込みについては、現行法令では禁止又は制限されているところ、①貸切バスやタクシーでは、動物を一律に持込み禁止とすることが適当でない（例：自家用車を所有していない利用者がペットを動物病院に連れていきたい場合、貸切バス事業者が動物と同乗できること等をセールスポイントとしている場合等）こと、他方で②必要に応じて運送を拒絶できる必要もある（例：動物が暴れて運転 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に支障がでる場合、運転者が動物アレルギーの場合等）こと を踏まえ、今般の関係法令の改正により、貸切バスとタクシーについては、「運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意した動物」については持込むことができることとしております。 |
| 消毒用アルコールの事業用自動車内への持込みについて（1件） | ○消毒用アルコールについては、危険物関係法の定められた範囲内での荷物としての運送を可能にするので、賛成である。 | 賛成のご意見として承りました。 |